

平成26年度定例監査結果概要（下期）

（県公報P1～18）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

- 1 監査実施所属数 下期分116所属（年間定例監査対象所属数257所属）
- 2 監査対象期間 前回対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間
- 3 監査の実施期間 平成26年9月12日～平成27年2月5日
- 4 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度「扶養手当、通勤手当及び住居手当の認定及び認定後の確認は適切に行われているか。」を重点事項とした。

また、今年度は「手当等の返還が行われた場合に改善措置が適切に講じられているか。」を行政監査として定例監査と併せて実施している。

5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
- ・意見 監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

6 監査の結果

指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は次のとおりである。

（区分毎の内訳は、別添県公報を参照）

指摘事項12件、指導事項117件、注意事項47件 合計 176件

7 指摘事項の概要（詳細は別添県公報のとおり）

収入や支出など、著しく不適切な事務処理と認められるものが10所属で12件あった。

(1) [富士・東部保健福祉事務所]（県公報 4ページ）

- ①昨年度の定例監査において自動販売機の設置を目的とした行政財産使用許可に係る使用料を家賃貸付料（自動販売機）として誤った科目で収入していたことについて指導事項となり、その改善措置として適正な収入科目に更正する旨の報告があったが、今年度の監査で確認したところ科目更正の手続きが行われていなかった。（収入）
- ②昨年度の定例監査において、公用車用燃料に係る契約は単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかったことについて指導事項となっていたが、今年度の監査においても昨年度と同様に、単価契約の公用車用燃料の購入に係る契約書において、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっておらず、昨年度指導事項としたことが改善されていなかった。（契約）

(2) [甲陽学園]（県公報 5ページ）

昨年度の定例監査において、資金前渡で支出した研修負担金について、精算が遅延しているものがあつたことについて指導事項となっていたが、今年度の監査においても昨年度と同様に資金前渡で支出した治療機関・施設専門研修に係る負担金の精算が遅延しているものがあり、資金前渡の精算事務が改善されていなかった。（支出）

(3) [あけぼの医療福祉センター]（県公報 6ページ）

- ①消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等の機器点検が、前回の点検から6か月以上経過しているにもかかわらず、監査日（12月）現在、実施されていなかった。（財産）
- ②収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する事務

処理が多数あった。

指導事項 7件 (収入1、支出2、給与1、物品2、重点事項1)

(4) [育精福祉センター] (県公報 6ページ)

収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する事務処理が多数あった。

指導事項 8件 (収入1、支出1、給与1、物品2、財産1、契約2、)

(5) [酪農試験場] (県公報 8ページ)

電柱等の設置を目的とした土地の継続使用許可に係る平成26年度の行政財産使用料について、収入の手続きが行われていないものが7件あった。(合計 133,210円) (収入)

(6) [甲府昭和高等学校] (県公報 12ページ)

消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等の機器点検が、前回の点検から6か月以上経過しているにもかかわらず、監査日(11月)現在、実施されていなかった。(財産)

(7) [農林高等学校] (県公報 12ページ)

昨年度の定例監査において、公共料金等の支払に係る自動口座振替に不適切な事務処理があったことについて指導事項となっていたが、今年度の監査においても昨年度と同様に、振替不能や支出科目と相違した支出など、不適切な事務処理があり、公共料金等の支払いに係る自動口座振替の事務処理が改善されていなかった。(支出)

(8) [上野原高等学校] (県公報 14ページ)

臨時職員の賃金については、勤務した翌月10日に支払うこととされているが、平成26年4月、5月及び7月分の賃金については、支払いが大幅に遅延しており、8月29日に支給されていた。(合計 268,000円)

また、同職員の賃金に係る所得税は、雇用期間が2か月未満のため、給与所得の源泉徴収税額表の日額表(丙欄)が適用されるが、誤って月額表(乙欄)を適用したため、所得税を過大に源泉徴収していた。(給与)

(9) [やまびこ支援学校] (県公報 15ページ)

消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等の機器点検が、前回の点検から6か月以上経過しているにもかかわらず、監査日(11月)現在、実施されていなかった。(財産)

(10) [大月警察署] (県公報 17ページ)

消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等の機器点検が、前回の点検から6か月以上経過しているにもかかわらず、監査日(11月)現在、実施されていなかった。

また、浄化槽法で法定期間内に保守点検を義務づけられている警察署や駐在所などに設置された浄化槽の保守点検も監査日(11月)現在、実施されていなかった。(財産)

8 指導事項の内容

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 収入(21件) | 収入未済(14件)など |
| (2) 支出(19件) | 所得税を源泉徴収していなかったもの(5件)など |
| (3) 給与(25件) | 諸手当に係る額の算出誤り及び支給遅延(9件)など |
| (4) 物品(16件) | 占有物品の受払いに関する調書の未作成(7件)など |
| (5) 財産(13件) | 財産の使用許可事務に係る移動報告書の未提出(7件)など |
| (6) 契約(17件) | 契約条項の不備(違約金、予定数量等に関する条項)(9件)など |
| (7) 工事(1件) | 情報公開サービスで公表された変更契約内容の記載誤り |
| (8) 重点事項(5件) | 諸手当の認定に係る確認書類の不備 |

9 注意事項の主な内容

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 契約(20件) | 契約書に貼付された印紙税額の誤り(19件)など |
| (2) 給与(16件) | 通勤届の決定事項欄に通勤距離が未記入(15件)など |